

I T商品トライアル導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本県の情報産業の振興を図るため、県内I T関連企業等が開発し販売する有望な商品の販売促進に要する経費について、当該県内I T関連企業等に対し、予算の範囲内においてI T商品トライアル導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「県内I T関連企業等」とは、I T商品トライアル導入促進事業実施要領（平成29年4月1日施行。以下「実施要領」という。）第2に規定するものをいう。

2 この要綱において「認定商品」とは、実施要領第3に規定する「みやぎ認定I T商品」をいう。

3 この要綱において「会計年度」とは、本県の会計年度をいう。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる者は、実施要領第6に規定する者とする。

2 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる経費のうち知事が必要かつ相当と認めるものとし、その補助率、補助期間及び補助額の限度は次に掲げるとおりとする。

(1) 補助率 補助金の交付対象となる経費の2分の1以内

(2) 補助期間 実施要領第5第2項に規定する認定期間中、2会計年度以内

(3) 補助額の限度 1商品当たり 3百万円以内/年（ただし、各経費について、次に掲げるとおり上限を設ける。）

イ 導入経費 1商品当たり200万円以内/年

ロ 出展経費 展示会出展1回当たり50万円以内とし、出展は年2回までとする。

ハ 販促ツール制作経費 プロモーションビデオ制作1回当たり70万円以内とし、1商品につき認定期間中1回までとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 県内I T関連企業等は、前項の交付を申請する場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費

税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 導入促進事業の概要
- (2) 発行3ヵ月以内の登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
- (3) 過去3年間の財務諸表
- (4) 県税に未納がないことの証明書
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

（交付決定）

第5 知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付申請を行った県内IT関連企業等に対し、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の規定による交付決定は、補助事業が会計年度をまたがって実施される場合は、会計年度ごとに行うものとし、交付申請も会計年度ごとに行わなければならない。

3 知事は、交付決定に当たっては、第4第2項の規定により交付申請なされたものについて審査し、適当と認めたときは、補助対象経費から当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、第4第2項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第6 規則第5の規定により交付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費の配分に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業終了後2年以内に補助金の交付を受けた認定商品（認定商品に改修や変更を加えて販売する商品を含む。以下同じ。）の販売を終了した場合においては、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

(遂行状況報告)

第7 知事は、必要があると認めるときは、規則第10条の規定による報告を求めることができる。

2 規則第10条の規定による報告は、様式第4号によるものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から30日以内又は交付決定の日の属する会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

3 補助事業を行った者（以下「補助事業者」という。）は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 決算総表
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は様式第6号によるものとする。

(販売状況の報告)

第10 補助事業者は、補助金の交付を受けた認定商品の販売促進に努めなければならない。

2 補助事業者は、交付を受けた補助金ごとに、補助金の交付を受けた会計年度の終了後5年間、毎会計年度の終了後30日以内に当該認定商品の過去1年間の販売状況について、様式第7号により報告書を知事に提出しなければならない。ただし、下記に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 第12に規定する売上高の一部納付において、当該補助事業に係る前年度までの累積納付額が補助金確定額に達した場合
- (2) 第11に規定する販売終了の届出をした場合（当該届出をした会計年度を除く。）

(販売終了の届出)

第11 補助事業者は、補助金の交付を受けた認定商品の販売を終了したときには、様式第8号により速やかに知事に届け出るものとする。

(売上高の一部納付)

第12 補助事業者は、交付を受けた補助金ごとに、補助金の交付を受けた会計年度及び補助金の交付を受けた会計年度の終了から5年間の各会計年度において、当該補助金の交付を受けた認定商品の販売等により生じた収入(以下、「売上高」という。)について、その一部を知事に納付するものとする。ただし、第10第2項(1)又は(2)に該当する場合はこの限りでない。

2 前項に基づき既に納付された納付金は、いかなる事由による場合でも返還しないものとする。ただし、過誤により納付されたものは、この限りではない。

(納付額の算定)

第13 第12の規定による納付額は、交付した補助金ごとに算定する。

2 前項の算定方法は、当該年度の売上高の3%相当額と前年度までの当該補助事業に係る県への累積納付額の合計額が補助金確定額を超えない場合は当該年度の売上高に3%を乗じ、また、当該年度の売上高の3%相当額と前年度までの当該補助事業に係る県への累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合は、補助金確定額から前年度までの当該補助事業に係る県への累積納付額を差し引くものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(成果の発表及び調査)

第15 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

2 知事は、特に必要と認めるときには、補助事業者等に対して、業務状況等を明らかにするために関係帳簿その他の必要な書類の提出を求め、及び調査を行うことができる。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適

用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

- 3 新要綱第3第2項の規定は、平成29年度の認定商品に係る補助金について適用し、平成28年度以前の認定商品に係る補助金については、従前の例による。

- 4 補助事業者は、第10第2項の規定により平成29年度分の報告を提出する際には、前回報告した事業期間終了日の翌日から平成29年3月31日までの実績を含めて報告するものとする。

別表

トライアル導入促進経費

経費区分	内 容
導入経費	クライアント企業への製品導入に係る初期費用，使用料，保守料（6カ月分を上限とし，原則として認定商品をクライアント企業が試みに導入する場合であって当該企業の負担がないものとする。）
出展経費	県外で開催される展示会に係る小間代，備品レンタル代，ブース装飾費，物品輸送費
販促ツール制作経費	認定商品のプロモーションビデオ制作費用，チラシ・ポスターのデザイン料
その他の経費	その他知事が必要と認める経費